

会津美里町立本郷中学校「いじめ防止基本方針」

平成 26 年 5 月 30 日策定

1 いじめの防止等の対策に関する基本方針

【定義】

本校に在籍している当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(いじめ防止対策推進法定義より)

【基本理念】

- (1) いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」という認識のもと、早期発見、即時対応に努める。
- (2) いじめは「ひきょうな行為であり、人間として絶対に許されない」という意識を子どもも大人ももつ。
- (3) いじめに関する事案の対処においては、いじめを受けた生徒等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもとに行う。

【いじめの禁止】

生徒は、いじめを行ってはならない。

【学校及び職員の責務】

本校は、いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 本校の教育目標「夢の実現をめざし、たくましく生きる生徒の育成」の具現化を目指すため、生徒一人一人が活躍できる集団作りを進め、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- (2) 生徒の豊かな情操と道徳心を養い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

(3) 保護者及び地域住民その他の関係機関との連携を図り、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

○ 思いやり委員会

いじめ防止標語コンクールによるいじめ防止啓発活動の推進

(4) インターネットを通じて行われるいじめの防止のために情報モラル教育を計画的に推進する。

(5) 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

3 いじめの早期発見のための取組

いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」「いじめはみえにくいもの」という前提に立ち、いじめではないかとの疑いをもって、早期に関わる。

(1) いじめ調査等

いじめを早期に発見するために、定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 生徒対象アンケート調査 年3回（6月 11月 2月）
- ② 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 年3回（6月 11月 2月）

(2) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめにかかる相談を行うことができるようつぎのとおり相談体制の整備を行う。

- ① スクールカウンセラーの活用
- ② チャンス相談の充実

4 いじめの早期発見のための措置

(1) いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、構内組織に直ちに情報を共有し、学校長以下組織的な対応を行う。

(2) 情報収集を綿密に行い、事実確認のうえで、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。

【いじめられた生徒・保護者に対して】

- ① いじめられた生徒には「あなたが悪いのではない」事をはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ② 個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。
- ③ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を保護者に伝える。
- ④ 徹底して生徒を守り通すことや、秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。
- ⑤ 生徒に寄り添い支える体制をつくる。

- ⑥ 生徒の状況に合わせた継続的なケアを行う。

【いじめた生徒・保護者に対して】

- ① 複数の教職員が連携して、いじめをやめさせる措置をとる。
 - ② 必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、再発防止に努める。
 - ③ 迅速に保護者に連絡し、事実に関する理解を得た上で、対応を適切に行えるよう協力を求める。また、保護者に対する継続的な助言に努める。
 - ④ 当該生徒の指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
 - ⑤ 個人情報取り扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。
 - ⑥ いじめをみていた生徒にも自分の問題として捉えさせ、いじめをやめさせることができなくても誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- (3) いじめの事実確認の結果は、校長が責任を持って町教育委員会に報告する。
また、いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合は、警察と連携して対処する。

5 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 校内における組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

【構成員】

校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、(必要に応じてスクールカウンセラー)

※いじめ事案の状況により、町教育委員会と話し合いの上、警察(会津若松警察署高田分庁舎)や警察経験者(スクールサポーター)、児童相談所等と連携を図る。

【活動】

- ① いじめの防止に関すること
- ② いじめの早期発見に関すること【アンケート調査、教育相談等】
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること

【開催】

週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

○上記以外に、職員協議会を月に1回開催し、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導について情報交換及び共通理解を図る。

校外における組織

- ① 中学校区学校改善委員会：年2回開催し、学区内の情報共有及び経営助言を得る。
- ② 町生徒指導推進協議会：年2回開催し、情報交換や連携を図る。

6 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、又は、生徒や保護者から「いじめられて重大な事態に至った」という申し立てがあった場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に報告する。
- (2) 町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にする調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 調査の結果を踏まえ、町教育委員会と連携して対処又は再発防止に努める。

7 その他

- (1) いじめの見過ごしや隠蔽をせず、いじめの実態把握及び迅速な対応が図れるように、次の点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。

いじめの早期発見に関する取組み

(アンケート調査、教育相談からの取組を加える)

- (2) より実効性の高い取組を実施するため、本方針は必要に応じて見直す。